

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和7年4月】

【問 9】 次の法定の作業環境測定を行うとき、作業環境測定士に測定を実施させなければならないものはどれか。

- (1) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場における等価騒音レベルの測定。
- (2) 放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分についての外部放射線による線量当量の測定。
- (3) 常時セメントを袋詰めする作業を行う屋内作業場における空気中の粉じん濃度の測定。
- (4) 溶融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う屋内作業場における気温湿度及びふく射熱の測定。
- (5) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定。

▶▶解説◀◀

安衛令第21条（作業環境測定を行うべき作業場）、作環法第2条（定義）第1項第3号（指定作業場）、作環法第3条（作業環境測定の実施）第1項。

- (1)(2)(4)(5) 作業環境測定を行わなければならないものであるが、指定作業場ではないため、該当しない。
- (3) 屋内でセメントを袋詰めする作業は特定粉じん作業であり指定作業場に該当し作業環境測定士の測定が測定を**実施**しなければならない。

解答 (3)

【令和 6 年 4 月】

【問 5】 法令に基づき定期に行う作業環境測定とその測定頻度との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・半月以内ごとに1回
- (2) 非密封の放射性物質を取り扱う作業室における空気中の放射性物質の濃度の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か月以内ごとに1回
- (3) 熔融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か月以内ごとに1回
- (4) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場における等価騒音レベルの測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6か月以内ごとに1回
- (5) 鉛蓄電池の解体工程において鉛等を切断する業務を行う屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1年以内ごとに1回

▶▶解説◀◀

安衛令第 21 条（安衛法第 65 条の規定により作業環境測定を行うべき作業場）

- (1) 正しい：安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項④、安衛則第 589 条（作業環境測定を行うべき作業場）③、同第 603 条（坑内の通気量の測定）第 1 項。
- (2) 正しい：安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項⑥。
- (3) **誤り**：「1 か月以内ごとに 1 回」⇒「半月以内ごとに 1 回」。安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項②、安衛則第 587 条（作業環境測定を行うべき暑熱、寒冷又は多湿な作業場等）第 1 項⑧。
- (4) 正しい：安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項③、安衛則第 588 条（著しい騒音を発する屋内作業場）⑦。安衛則第 590 条（騒音の測定等）第 1 項。
- (5) 正しい：安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項⑧。安衛令別表第 4（鉛業務）②。

解答 (3)

【令和 5 年 10 月】

【問 9】 法令に基づき定期に行う作業環境測定とその測定頻度との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 溶融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う屋内作業場の気温、湿度及びふく射熱の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・半月以内ごとに1回
- (2) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定・・・・・・・・半月以内ごとに1回
- (3) 非密封の放射性物質を取り扱う作業室における空気中の放射性物質の濃度の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か月以内ごとに1回
- (4) 鉛ライニングの業務を行う屋内作業場における空気中の鉛濃度の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6か月以内ごとに1回
- (5) 常時特定粉じん作業を行う屋内作業場における空気中の粉じん濃度の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6か月以内ごとに1回

▶▶解説◀◀

安衛令第 21 条（安衛法第 65 条の規定により作業環境測定を行うべき作業場）

- (1) 正しい：安衛則第 587 条（作業環境測定を行うべき作業場）⑧、第 607 条（気温、湿度の測定）第 1 項。
- (2) 正しい：安衛則第 589 条③、第 603 条（坑内の通気量の測定）第 1 項。
- (3) 正しい：電離則第 53 条（作業環境測定を行うべき作業場）②、第 55 条（放射性物質の濃度の測定）。
- (4) 誤り：「6 か月以内ごとに1回」⇒「1 年以内ごとに1回」。鉛則第 52 条（測定）第 1 項。
- (5) 正しい：粉じん則第 25 条（作業環境測定を行うべき屋内作業場）、第 26 条（粉じん濃度の測定等）第 1 項。

解答 (4)

【令和 5 年 4 月】

【問 9】 法令に基づき定期に行う作業環境測定とその測定頻度との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 鉛ライニングの業務を行う屋内作業場における空気中の鉛濃度の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 か月以内ごとに 1 回
- (2) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の成型の業務を行う屋内作業場における等価騒音レベルの測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 か月以内ごとに 1 回
- (3) 第二種有機溶剤等を用いて塗装の業務を行う屋内作業場における空気中の有機溶剤の濃度の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 か月以内ごとに 1 回
- (4) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 半月以内ごとに 1 回
- (5) 溶融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う屋内作業場の気温、湿度及びぶく射熱の測定
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 半月以内ごとに 1 回

▶▶解説◀◀

安衛令第 21 条（安衛法第 65 条の規定により作業環境測定を行うべき作業場）

- (1) **誤り**：「6 か月以内ごとに 1 回」⇒「1 年以内ごとに 1 回」。鉛則第 52 条（測定）。
- (2) 正しい：安衛則第 588 条（作業環境測定を行うべき作業場）、第 590 条（騒音の測定等）。
- (3) 正しい：有機則第 28 条（測定）。
- (4) 正しい：安衛則第 603 条（坑内の通気量の測定）。
- (5) 正しい：安衛則第 587 条（作業環境測定を行うべき作業場）、第 607 条（気温、湿度等の測定）。

解答 (1)

【令和 4 年 10 月】

【問 3】 法令に基づき定期に行う作業環境測定とその測定頻度との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 非密封の放射性物質を取り扱う作業室における空気中の放射性物質の濃度の測定
..... 1か月以内ごとに1回
- (2) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場における等価騒音レベルの測定
..... 6か月以内ごとに1回
- (3) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定
..... 1か月以内ごとに1回
- (4) 鉛蓄電池を製造する工程において鉛等を加工する業務を行う屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定
..... 1年以内ごとに1回
- (5) 第二種有機溶剤等を用いて洗浄の作業を行う屋内作業場における空気中の有機溶剤濃度の測定
..... 6か月以内ごとに1回

▶▶解説◀◀

安衛令第 21 条（安衛法第 65 条の規定により作業環境測定を行うべき作業場）

- (1) 正しい：安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項⑥。電離則第 53 条（作業環境測定を行うべき作業場）②、同 54 条（線量当量率等の測定等）⑫
- (2) 正しい：安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項③、安衛則第 588 条（著しい騒音を発する屋内作業場）⑦。安衛則第 590 条（騒音の測定等）第 1 項
- (3) 誤り：「1か月以内ごとに1回」⇒「半月以内ごとに1回」。安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項④、安衛則第 589 条（作業環境測定を行うべき作業場）③、同第 603 条（坑内の通気量の測定）第 1 項。
- (4) 正しい：安衛令第 21 条他（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項⑧、安衛令別表第 4③、鉛則第 52 条（測定）。
- (5) 正しい：安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項⑩、有機則第 28 条（測定）。

解答 (3)

【令和3年4月】

【問 3】 法令に基づき定期に行う作業環境測定とその測定頻度との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 非密封の放射性物質を取り扱う作業室における空気中の放射性物質の濃度の測定
..... 1か月以内ごとに1回
- (2) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場における等価騒音レベルの測定
..... 6か月以内ごとに1回
- (3) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定
..... 半月以内ごとに1回
- (4) 鉛ライニングの業務を行う屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定
..... 1年以内ごとに1回
- (5) 多量のドライアイスを取り扱う業務を行う屋内作業場における気温及び湿度の測定
..... 1か月以内ごとに1回

▶▶解説◀◀

安衛令第21条（安衛法第65条の規定により作業環境測定を行うべき作業場）

- (1) 正しい：安衛令第21条（作業環境測定を行うべき作業場）第1項⑥。
- (2) 正しい：安衛令第21条（作業環境測定を行うべき作業場）第1項③、安衛則第588条（著しい騒音を発する屋内作業場）⑦に該当する。
- (3) 正しい：安衛令第21条他（作業環境測定を行うべき作業場）第1項④、安衛則第603条（坑内の通気量の測定）第1項。
- (4) 正しい：安衛令第21条他（作業環境測定を行うべき作業場）第1項⑧、安衛令別表第4（鉛業務）⑧。
- (5) **誤り**：「1か月以内ごと」⇒「半月以内ごと」。安衛令第21条（作業環境測定を行うべき作業場）第1項②、安衛則第587条（暑熱、寒冷又は多湿な作業場等）⑪。

解答 (5)

【令和 2 年 10 月】

【問 8】 有害業務を行う作業場等について、法令に基づき定期に行う作業環境測定とその測定頻度との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 放射性物質取扱作業室における空気中の放射性物質の濃度の測定…… 1 か月以内ごとに 1 回
- (2) 多量のドライアイスを取り扱う業務を行う屋内作業場における気温及び湿度の測定……
…………… 2 か月以内ごとに 1 回
- (3) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定…………… 半月以内ごとに 1 回
- (4) 特定粉じん作業を常時行う屋内作業場における空気中の粉じんの濃度の測定……
…………… 6 か月以内ごとに 1 回
- (5) 鉛ライニングの業務を行う屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定……
…………… 1 年以内ごとに 1 回

▶▶解説◀◀

安衛令第 21 条（安衛法第 65 条の規定により作業環境測定を行うべき作業場）

- (1) 正しい：安衛令第 21 条第 1 項⑥、電離則第 55 条（放射性物質の濃度の測定）。
- (2) **誤り**：「2 か月以内ごとに」⇒「半月以内ごとに」。安衛令第 21 条第 1 項②、安衛則第 607 条（気温、湿度等の測定）。
- (3) 正しい：安衛令第 21 条第 1 項④、安衛則第 603 条（坑内の通気量の測定）。
- (4) 正しい：安衛則第 21 条第 1 項①、粉じん則第 25 条、第 26 条（粉じん濃度の測定等）。
- (5) 正しい：安衛則第 21 条第 1 項⑧、鉛則 52 条（測定）。

解答 (2)

【令和 2 年 10 月】

【問 8】 有害業務を行う作業場等について、法令に基づき定期に行う作業環境測定とその測定頻度との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 放射性物質取扱作業室における空気中の放射性物質の濃度の測定…… 1 か月以内ごとに 1 回
- (2) 多量のドライアイスを取り扱う業務を行う屋内作業場における気温及び湿度の測定……
…………… 2 か月以内ごとに 1 回
- (3) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定…………… 半月以内ごとに 1 回
- (4) 特定粉じん作業を常時行う屋内作業場における空気中の粉じんの濃度の測定……
…………… 6 か月以内ごとに 1 回
- (5) 鉛ライニングの業務を行う屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定……
…………… 1 年以内ごとに 1 回

▶▶解説◀◀

安衛令第 21 条（安衛法第 65 条の規定により作業環境測定を行うべき作業場）

- (1) 正しい：安衛令第 21 条第 1 項⑥、電離則第 55 条（放射性物質の濃度の測定）。
- (2) **誤り**：「2 か月以内ごとに」⇒「半月以内ごとに」。安衛令第 21 条第 1 項②、安衛則第 607 条（気温、湿度等の測定）。
- (3) 正しい：安衛令第 21 条第 1 項④、安衛則第 603 条（坑内の通気量の測定）。
- (4) 正しい：安衛則第 21 条第 1 項①、粉じん則第 25 条、第 26 条（粉じん濃度の測定等）。
- (5) 正しい：安衛則第 21 条第 1 項⑧、鉛則 52 条（測定）。

解答 (2)

【令和2年4月】

【問 6】 次の法定の作業環境測定を行うとき、作業環境測定士に測定を実施させなければならないものはどれか。

- (1) チッパーによりチップする業務を行い著しい騒音を発する屋内作業場における等価騒音レベルの測定
- (2) パルプ液を入れてある槽の内部における空気中の酸素及び硫化水素の濃度の測定
- (3) 有機溶剤等を製造する工程で有機溶剤等の混合の業務を行う屋内作業場における空気中のトルエン濃度の測定
- (4) 溶融ガラスからガラス製品を成型する業務を行う屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱の測定
- (5) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定

▶▶解説◀◀

安衛令第21条（作業環境測定を行うべき作業場）、作環法第2条（定義）第1項第3号（指定作業場）、作環法第3条（作業環境測定の実施）第1項。

- (1) (2) (4) (5) 該当しない：作業環境測定を行わなければならないものであるが、指定作業場ではない。
- (3) 該当する：有機溶剤を製造する工程でトルエン（第2種有機溶剤）を使用している屋内作業場は、指定作業場に該当し作業環境測定士の測定が測定を**実施**しなければならない。

解答 (3)

【平成 31 年 4 月】

【問 8】 有害業務を行う作業場について、法令に基づき、定期に行う作業環境測定と測定頻度との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 非密封の放射性物質を取り扱う作業室における
空気中の放射性物質の濃度の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 か月以内ごとに 1 回
- (2) チッパーによりチップする業務を行う
屋内作業場における等価騒音レベルの測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 か月以内ごとに 1 回
- (3) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定・・・・・・半月以内ごとに 1 回
- (4) 鉛蓄電池の解体工程において鉛等を切断する業務を行う
屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 年以内ごとに 1 回
- (5) 多量のドライアイスを取り扱う業務を行う
屋内作業場における気温及び湿度の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 半月以内ごとに 1 回

▶▶解説◀◀

安衛令第 21 条（安衛法第 65 条の規定により作業環境測定を行うべき作業場）

- (1) 誤り：「6 か月以内ごと」⇒「1 か月以内ごと」安衛令第 21 条他（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項 ⑥。
- (2) 正しい：設問の作業場は、安衛則第 588 条（著しい騒音を発する屋内作業場）⑦に該当する。
安衛令第 21 条他（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項 ③。
- (3) 正しい：安衛令第 21 条他（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項 ④。
- (4) 正しい：設問の作業場は、安衛令 別表第 4（鉛業務）③に該当する。安衛令第 21 条他（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項 ⑧。
- (5) 正しい：設問の作業場は、安衛則第 587 条（暑熱、寒冷又は多湿な作業場等）⑩に該当する。
安衛令第 21 条他（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項 ②。

解答 (1)

【平成 30 年 10 月】

【問 9】 有害業務を行う作業場等について、法令に基づき、定期に行う作業環境測定と測定頻度との組合せとして、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 非密封の放射性物質を取り扱う作業室における
空気中の放射性物質の濃度の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 か月以内ごとに 1 回
- (2) チッパーによりチップする業務を行う
屋内作業場における等価騒音レベルの測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 年以内ごとに 1 回
- (3) 通気設備が設けられている坑内の作業場における通気量の測定・・・・・・半月以内ごとに 1 回
- (4) 鉛蓄電池の解体工程において鉛等を切断する業務を行う
屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 年以内ごとに 1 回
- (5) 多量のドライアイスを取り扱う業務を行う
屋内作業場における気温及び湿度の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・半月以内ごとに 1 回

▶▶解説◀◀

安衛令第 21 条（安衛法第 65 条の規定により作業環境測定を行うべき作業場）

- (1) 正しい：電離則第 53 条、第 54 条。
- (2) **誤り**：「1 年以内ごと」⇒「6 か月以内ごと」。安衛則第 588 条、第 590 条。
- (3) 正しい：安衛則第 603 条。
- (4) 正しい：鉛則第 52 条。
- (5) 正しい：安衛則第 587 条、第 607 条。

解答 (2)